

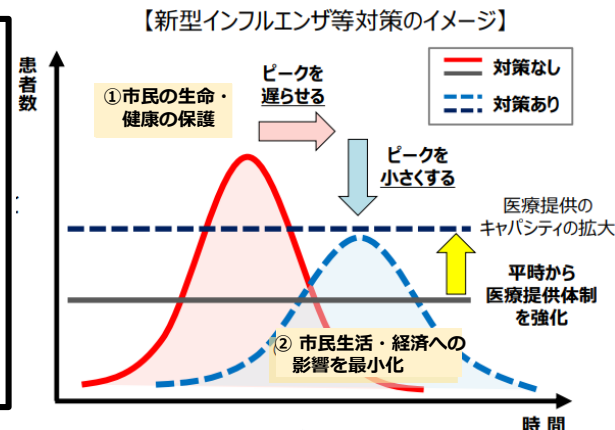
第1章 計画の概要

1 計画の趣旨・経緯

- 新型インフルエンザ等の新たな感染症危機への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等を示す計画
- 平成26年(2014年)に現行の計画を策定
- 新型コロナウイルス感染症対応の課題や内閣感染症危機管理統括庁及び国立健康危機管理研究機構の設置、関係法令の改正等を踏まえ、政府及び沖縄県の同行動計画の変更にに基づき変更する

2 計画の位置づけ・期間

- 新型インフルエンザ等対策等別措置法第8条に規定される市町村行動計画として策定
- 那覇市感染症予防計画、その他関連する計画との整合を図る
- 概ね6年ごとに検討される政府行動計画の見直し等の動向を踏まえて、県及び市行動計画の改定を検討する(新型インフルエンザ等感染症危機が発生した場合は、その対応経験をもとに、随時見直しを検討)



第2章 基本的な方針

1 対策の目的

① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大防止措置により流行のピークを遅らせ、県の医療提供体制の整備や国が行うワクチン製造等のための時間を確保する
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が県内の医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切に医療を受けられるようにする
- ・患者等を適切な医療措置に繋げることで、重傷者数や死亡者数を減らす

② 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の柔軟な切替えにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させる
- ・保健所や本庁におけるBCPの策定・実行等を通じて市民生活への影響を最小限に抑える

2 対策の基本的な考え方

- ・特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、対策の選択肢を示す
- ・発生した感染症の特徴や流行状況等を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、市民生活・市民経済に及ぼす影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定・実行

3 計画の実効性確保

- ・国内外の感染症の発生動向やそれらの対応状況、関係法令・計画等を踏まえ、計画を定期的に見直し
- ・対策の実施体制(対策の検討・立案・実施、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた調整、意思決定や指揮命令等)を明確にする
- ・平時から関係機関との協議等を実施し、役割分担や連携体制を整理

4 時期区分の想定

- ・各種対策を切り替えるべきタイミングを明確化するため、3つの時期区分を想定
- ・発生した感染症の特徴や流行状況等に応じて、柔軟に対策を切替える

準備期	新型インフルエンザ等の発生前(平時)に、予防や事前準備などの備えに取り組む期間
初動期	新型インフルエンザ等の可能性がある感染症を探知して以降、国が発生を公表し、特措法に基づく市対策本部を設置するなど、初動対応にあたる期間
対応期	国の基本的対処方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間

5 複数の対策項目に共通する横断的視点

- ① 人材育成
 - ・実践的な訓練・研修を通じて、感染症危機管理に携わる人材を育成
- ② 国、県及び他市町村等との連携
 - ・平時から役割分担を整理し、相互の連携体制やネットワークを構築
- ③ DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進
 - ・有事での活用も念頭に、平時業務におけるICT化等を着実に推進

6 対策実施上の留意事項

- ・平時の備えを充実させ、訓練等により迅速な初動体制を確立する
- ・対策を実施する際は、基本的人権を尊重し、対策による制限は必要最小限とする
- ・感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を推進する
- ・対策の実施に係る記録を作成・保存・公表する等

対策項目	準備期 (新たな感染症危機の発生前の段階)	初期期 (新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階)	対応期 (政府対策本部が設置され、基本的対処方針が 策定・公示されて以降の段階)
① 実施体制	○新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から国、県、他市町村、指定(地方)公共機関、医療機関等と連携し、一体となった取組を推進する。	○市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初期期における対策を迅速に実施する。	○市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとする。 ○感染危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
② 情報収集・分析	○平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。	○新たな感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)に関する情報の収集・分析を迅速に行う。	○発生状況に応じ、感染拡大の防止と市民生活及び市民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等に資するよう、リスク評価を継続して実施する。
③ サーベイランス	○平時から感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知する。	○感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。	○強化された感染症サーベイランスの実施体制により、感染症の特徴や病原体の性状等の情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。
④ 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション (新規)	○平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深める。	○感染拡大に備え、市民等に的確な情報提供・共有を行い、準備を促す。	○市民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す。
⑤ 水際対策 (新規)	○平時から国や県、検疫所等と連携し、水際対策の実施に必要な協力体制の構築を図る。	○市内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染症危機対策の準備を行う時間を確保する。	○新たな病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する。
⑥ まん延防止	○発生時に、感染拡大のスピードやピークを抑制するための準備を行う。	○まん延防止対策の実施により感染拡大のスピードやピークを抑制する。	○引き続き感染拡大のスピードやピークを抑制する。
⑦ ワクチン (新規)	○円滑なワクチン接種を実現できるよう、医療機関等と接種体制に必要な準備を進める。	○準備期に計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。	○準備期に計画した接種体制に基づき、迅速に接種できるようにする。
⑧ 医療	○県の医療提供体制の確保や有事に医療機関等が対応できるための支援を行う。さらに、移送体制の確保に向けて、消防機関と必要な協議を行う。	○県や医療機関等と連携し、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備する。	○病原性や感染性等に応じて、医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。
⑨ 治療薬・治療法 (新規)	(準備期における所要の対応なし)	○新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、治療薬・治療法の活用に向けた取組を進める。	○有効な治療薬が速やかに必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。
⑩ 検査 (新規)	○患者の診断を迅速かつ確に行うことができる体制を構築する。	○国や県と連携して、検査体制を早期に整備する。 ○発生時に、適切な検査の実施により、患者を早期発見して適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止する。	○検査実施体制を整備し、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止する。
⑪ 保健 (新規)	○県や医療機関等と連携し、感染症危機時の中核となる保健所が、有事の際に機能を果たすことができようにする。	○有事体制への移行準備を進め、発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。	○必要な体制を確保して、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応する。
⑫ 物資 (新規)	○有事に必要な感染症対策物資等が確保できるよう、備蓄の推進等の必要な準備を行う。		○初期期に引き続き、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。
⑬ 生活・経済の 安定の確保	○新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。	○新型インフル等の発生に備え、必要な対策の準備等を行う。 ○市民や事業者等に、事業継続のための感染対策等の準備等と呼び掛ける。	○準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。 ○まん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

図表2 保健・医療分野(感染症関連)における各計画体系図

